



株式会社日本政策金融公庫
国際協力銀行（JBIC）

JBIC 中国レポート

2008 年 **10** 月号

投資

事業者集中の申告基準に関する国务院の規定……………	2
中外合作経営企業の外国側投資者による投資の先行回収に関する問題の通知…………	4
外国企業常駐代表機構登記管理条例（意見徴収稿）の公表について……………	5
来料加工企業の同一場所での操業停止をしない法人化のためのガイドライン…………	7

JBIC 中国レポート

本レポートは、株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所が、日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考になりそうな投資、金融、税制等にかかる生の情報を集め毎月発行するものです。本レポートに関するご質問・ご要望等ございましたら、当事務所までご照会下さい。

また、本レポートはホームページでも御覧頂けます。

(<http://www.jbic.go.jp/ja/report/reference/index.html>)

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港首席駐在員
行天 健二

投資

事業者集中の申告基準に関する国務院の規定

WTO 加盟後、急速に法制度の整備が進みつつある中国で、2008 年 8 月 1 日から「独占禁止法」(主席令第 68 号(*1))が施行された。これに先立ち、2007 年 6 月 1 日施行の「企業破産法」(*2)、2007 年 10 月 1 日施行「物権法」(*3)が既に制定・施行されており、独占禁止法の施行により、基本法が一通り制定され、中国の法制度は整備されたと言える。

独占禁止法では、「独占協定の締結」、「市場における支配的地位の濫用」、「競争を排除・制限する効果を有する又は恐れのある事業者の集中(以下、「事業者集中」)」の 3 つを独占行為と定め規制している。しかし、同法は全 8 章・57 条と簡潔な内容で構成され、これらの独占行為に対して、違法行為と認定される具体的基準・ガイドライン等が示されていない。(*4)

今回、上記の 3 つの独占行為中で、事業

者集中については、「事業者集中の申告基準に関する国務院の規定」(国務院令第 529 号、以下、「本規定」(*5))が 8 月 3 日付けで公布・施行された。これにより、中国国内、或いは中国国内および全世界での売上を基準と定め、また、その具体的な数値基準が明確化されたことは、企業にとって朗報と言える。

一方、事業者集中に関する従来の基準としては、2006 年に公布された「外国投資者の国内企業の合併・買収規定」(*6)が挙げられる。同規定・第 51 条で定められるように、従来は企業の合併・買収の可否を主として国内企業の寡占度で判断していた。(以下、同規定・第 51 条より事業者集中の基準を抜粋。)

- (1) 合併・買収の一方の当事者の、その年の中国市場における売上が 15 億元を超える場合

- (2) 1 年以内に合併・買収した国内の関連業種企業が累計で 10 件を超える場合
- (3) 合併・買収の一方の当事者の、中国市場における占有率が既に 20%に達している場合
- (4) 合併・買収が、合併・買収の一方の当事者の、中国市場における占有率が 25%に達する原因となる場合

しかし、本規定では上述の通り、中国国内或いは全世界での売上が基準とされた。また、合併だけではなく、持分又は資産の

取得・契約等による、他の事業者への支配権の取得等においても事業者集中の範囲内と定める等、本規定の施行により同法の審査対象が拡大されたと考えられる。(*7)

従って、今後、独占行為に対する審査対象の選定等、当局の運用次第では、合併・買収や持分取得等の企業再編において影響が生じる可能性も考えられる点等に注意が必要と言えよう。本規定の詳細は以下の通りである。

➤ 事業者集中とは以下の状況を指す。

- (1) 事業者の合併
- (2) 事業者が持分又は資産を取得する方法により、他の事業者に対する支配権を取得すること。
- (3) 事業者が契約等の方法により、他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対して決定的な影響力を及ぼすことができること。

➤ 事業者の集中が以下のいずれかの基準に達する場合には、事業者は先ず国務院商務主管部門に申告を行い、申告をしていない場合には、集中を実施してはならない。

- (1) 事業者集中に参加する全事業者の前年度の全世界における売上合計が 100 億元を超過し、且つ 2 つ以上の事業者の前年度の中国国内における売上が 4 億元を超過すること。
- (2) 事業者集中に参加する全事業者の前年度の中国国内における売上合計が 20 億元を超過し、且つ 2 つ以

上の事業者の前年度の中国における売上が 4 億元を超過すること。

但し、売上の計算には銀行、保険、証券、先物等の特殊業種においては、実際の状況を勘案し、具体的な方法については国務院主管商務部門と国務院関連部門により、追って制定する。

➤ 上記基準に達していなくとも、規定に則り収集した事実および証拠により競争の排除・制限の効果を有するか、又はその恐れがあることが示されている場合、国務院商務主管部門は法に基づき調査を実施しなければならない。

➤ 本規定は公布日(2008 年 8 月 3 日)より施行する。

(*1) 「独占禁止法」(主席令第 68 号): 条文は中央人民政府 HP の以下 URL を参照のこと。
(URL:http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm)

(*2) 「企業破産法」(主席令第 54 号): 条文は中央人民政府 HP の以下 URL を参照のこと。
(URL:http://www.gov.cn/flfg/2006-08/28/content_371296.htm)

- (*3) 「物権法」(主席令第 62 号): 条文は中央人民政府 HP の以下 URL を参照のこと。
(URL:http://www.gov.cn/flfg/2007-03/19/content_554452.htm)
- (*4) 例えば、独占協定を締結した場合には「違法所得を没収の上、前年度の販売額の 1% 以上 10% 以下の罰金を課す(第 46 条)」と規定される等、厳しい内容となっている。
- (*5) 「事業者集中の申告基準に関する国务院の規定」(国务院令第 529 号): 条文は中央人民政府 HP の以下 URL を参照のこと。
(URL:http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1071840.htm)
- (*6) 「外国投資者の国内企業の合併・買収規定」(商務部等六部委令[2006]第 10 号): 条文は商務部 HP の以下 URL を参照のこと。
(URL:<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200608/20060802839585.html>)
- (*7) 但し、銀行、証券等の特殊業種については、別途基準が制定されると規定されており、注意が必要である。

中外合作経営企業の外国側投資者による 投資の先行回収に関する問題の通知

2008 年 8 月 6 日付で財政部より「中外合作経営企業の外国側投資者による投資の先行回収に関する問題の通知」(財企[2008]159 号)が公布された。

2005 年 6 月に公布された「中外合作経営企業の外国側投資者による投資の先行回収に関する審査認可弁法」(財政部令第 28 号、

以下“弁法”)によると、外国側投資者が投資の先行回収を行うにあたっては、一定要件(*1)をクリアした上で申請を行い、財政機関の認可を受けなければならない。

今般公布された通知は、弁法の執行過程で生じた問題について確認・補足するもので、概要は以下の通りである。

1. 投資の先行回収の定義に関する補足

弁法において、投資の先行回収とは「中外合作経営企業の外国側投資者が、法律の規定および契約の約定に従い、投資の先行回収期間内に固定資産の減価償却および無形資産の償却によって生じた資金、或いはその他の方式により、合作期間内に投資を先行して回収することをいう」と定義されている。

通知は“その他の方式”には、外国側投資者による投資の回収手段として最も一般的な利益配当も含むことを明確に示した。

2. 審査について

通知は投資の先行回収の認可を行う主管財政機関に対して、以下の 3 点を重点的に審査するよう求めている。

(1) 外国側投資者による投資の先行回収の合理性

投資の先行回収は、投資或いは合作条件に基づく利益配当により回収した投資額を合算しなければならない。

(2) 企業の経営、財務状況

損失補填をする前に、外国側投資者が投資の先行回収を行ってはならない。

(3) 外国側投資者の関連債務に関する承諾

外国側投資者は承諾書を発行し、企業の債務弁済を投資の先行回収に優先することを承諾し、投資の先行回収の範囲内で企業の債務に対する連帯保証責任を負わなければならない。なお、計上済の固定資産減価償却費をもって合作企業の資産を減少させる場合、外国側投資者は中国国内の金融機関が発行した当該金額に対応する保証状を差し入れなければならない。

(*1) 投資の先行回収にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。

中外合作当事者が合作契約に約定した合作期間の満了時において、企業の清算後のすべての固定資産を無償で中国側投資者の所有に帰属すること。

合作企業が承諾書を発行して引受けた債務の支払を投資の先行回収に優先すること。

投資の先行回収を行う外国側投資者が引受書を発行し、投資の先行回収の範囲内において合作企業の債務に対する連帯責任を負うこと。

関連の法律および契約に基づき、合作企業の出資金がすべて払込まれていること。合作企業の経営状態、財務状況が良好で、未処理損失がないこと。

外国企業常駐代表機構登記管理条例（意見徴収稿）の公表について

國務院法制弁公室はこのほど「外国企業常駐代表機構登記管理条例（意見徴収稿）」（以下、“条例”）を公表し、9月25日まで URL（<http://www.chinalaw.gov.cn/>）等から広く意見を募集する。

条例は外国企業常駐代表機構（以下、“駐在員事務所”）による営利活動の禁止を改め

て強調し、年度報告の提出を義務付ける等、駐在員事務所に対する管理強化を図る一方、事務所の設置場所や駐在期限は外国企業が自ら選択できるといった企業の便宜を図る内容も盛り込まれている。

条例の主な内容は以下の通りである。

1. 駐在員事務所の定義と業務範囲

➤ 駐在員事務所は外国企業の業務と関連する非営利活動を行う機関であり、中国が締結或いは参加する国際条約、協定において別途規定するものを除き、営利活動に従事してはならない。駐在員事務所は法人格を有しない。

➤ 駐在員事務所は、外国企業の業務と関連する以下の活動に従事することができる。

- 外国企業の製品又はサービスに関する市場調査、展示、宣伝活動

- 外国企業の製品販売、サービス提供、中国国内の仕入と投資に関する連絡業務
- 中国が締結或いは参加する国際条約、協定で規定する従事可能な業務活動
- 法律、行政法規或いは国務院が規定する駐在員事務所が従事することのできる業務活動

2. 設立登記について

- 外国企業は自ら駐在場所を選定することができる。
- 駐在員事務所の駐在期間は外国企業の存続期間を超えてはならない。
- 外国企業は駐在員事務所の設立にあたり、登記機関へ以下の書類を提出しなければならない。
 - 設立申請書
 - 外国企業の住所証明および存続期間が 1 年以上の適法な営業証明
 - 外国企業と業務取引のある金融機関が発行する資本信用証明書
 - 外国企業の定款或いは組織協議書
 - 外国企業が発行する首席代表、代表の任命書
 - 首席代表、代表の身分証明
 - 駐在場所の適法な使用証明
 - 国家工商行政管理総局が規定するその他の文書
- 法律、行政法規或いは国務院の規定により、駐在員事務所の設立にあたり認

可が必要な場合、外国企業は認可を得た日から 90 日以内に登記機関で設立登記の申請を行わなければならない。

- 登記機関は、申請を受理してから 10 日以内に登記するか否かを決定しなければならない。登記を認める場合は 5 日以内に《外国企業常駐代表機構登記証》《外国企業常駐代表機構代表証》を交付する。登記を認めない場合、5 日以内に申請者に《登記却下通知書》を発行し、登記しない理由を説明しなければならない。

（変更手続）

- 外国企業は登記事項に変更が生じた場合、変更が生じた日から 30 日以内に変更登記の申請を行わなければならない。
- 駐在期間満了後、引続き業務活動を行う場合、外国企業は駐在期間が満了する 60 日前までに登記機関で変更登記の申請を行わなければならない。

（抹消手続）

- 以下の状況のいずれか 1 つがある場合、外国企業は 90 日以内に抹消登記の申請を行わなければならない。
 - 外国企業が駐在員事務所を閉鎖する場合
 - 駐在員事務所の駐在期間が満了し、業務活動を継続しない場合
 - 外国企業が（経営を）終了した場合
 - 法に基づき認可を取消された或いは閉鎖を命ぜられた場合

3. 年度申告について

- 駐在員事務所は毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までに登記機関に対し、年度報告を提出しなければならない。年度報告の内容には、外国企業の適法な存続状況、駐在員事務所の業務活動状況、監査を経た費用収支等の関連状況を含む。

4. 罰則規定

- 条例の規定に反して営利活動に従事した場合、違法所得を没収するとともに 2 万元以下の罰金を課す。営利活動の規模が比較的大きく、社会への危害が重大な場合には、2 万元以上 20 万元以下の罰金を課す。

- 条例の規定に基づき抹消登記を行わない場合、登記機関が是正を命じ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を課す。
- 条例の規定に従い年度報告を提出しない場合、登記機関が期限を定めて是正を命じ、期限を過ぎても提出しない場合には 1 万元以上 10 万元以下の罰金を課す。連続して 2 年間、年度報告を提出しない場合は登記証を没収する。

来料加工企業の同一場所での 操業停止をしない法人化のためのガイドライン

2008 年 8 月 5 日付で、広東省対外貿易経済合作庁等 11 部門(*1)の連名による「来料加工企業の同一場所での操業停止をしない法人化のための操作ガイドライン」(粵外経貿加字[2008]7 号)、以下、「本ガイドライン」)が公布され、同日より施行されている。

加工貿易制度の厳格化を受けて、法人格の無い来料加工工場の形態から、現地法人化への“高度化”が奨励されている。しかし、その際に、如何に操業を止めずに、来料加工工場の契約や生産をスムーズに、新設する現地法人に移管するかが最大の問題とされていた。一例として、来料加工では多くの工場で外国の親会社による無償設備が提

供され、法律上も、保稅扱いのまま設立後の現地法人に移管することが可能とされている(*2)ものの、実務上は、保稅或いは免稅扱いでの設備移管にあたって、一旦、香港に設備を出した上で再度、輸入することが要求されるケースもある等、手続上の問題があった。

本ガイドラインは、来料加工工場が同一場所で現地法人へと“法人化”することを奨励し、その為の様々な施策を打ち出している。先ず、現地法人化への手続期間を 6 ヶ月以内とし、移行期間において、元の来料加工工場と新設現地法人の両方の名義での、契約締結、通関手続を認めた。また、いず

れの名義でも輸出入通関を可能とする期間を 3 ヶ月間設ける等、操業を止めない形での法人化を容易にしている。

但し、本ガイドラインでは、無償貸与設備を保税或いは免税扱いで移管する場合、或いは、現地法人設立時に“現物出資”扱いとした場合等については、あくまでも“関連規定に基づき手続する”と定められている。従って、当局が本ガイドラインの規定に則

り、正当且つ迅速な対応を実施するか否か、その運用に留意する必要があるだろう。

しかし、これにより現地法人化が進展することが期待されると共に、確実に手続が簡素化・規範化されたと言え、スムーズな法人化が可能になると予想されることから、現地法人化を検討する企業にとっては朗報と言えよう。ガイドラインの詳細は以下の通りである。

- 来料加工工場の同一場所での“法人化”とは、来料加工業務のみを展開し、且つ独立した法人格を有しない企業或いは工場が、同一場所において法人格を有する外商投資企業（或いはその他類型。以下、総称して“外商投資企業等”(*3)）に法人化され、加工貿易業務を継続することを指す。
- 同一場所での“法人化”手続を行う際の基本手順とは、以下の通りである。
 - 元の来料加工協議書の、終了協議書や事前終了協議書の締結
 - 対外経済貿易主管部門への申請
 - 新設企業の関連審査批准・登記等の手続（対外経済貿易主管部門、税関、工商、外貨管理、税務、財政、検査検疫、環境保護、消防、労働等を含む）
 - 税関等の部門での元の加工企業の輸入設備処理および契約照合（中国語：合同核銷）の手続
 - 対外経済貿易主管部門の審査批准
 - 関連管理部門（上記と同様）における元の加工貿易企業に関する終了・登録抹消手続
- 産業指導政策に合致する来料加工工場から法人格を有する外商投資企業等への法人化を奨励し支持する。関連各部門は積極的に措置を取り、同一場所での操業を止めない法人化の実現を支持し、加工貿易の法人化・レベルアップを促進しなければならない。
- 工商管理部門は対外経済貿易主管部門の新設外商投資企業等の批准文書に基づき、工商登記手続を行う。また法人化前後の来料加工工場、外商投資企業等は 6 ヶ月以内に関連手続を行うことを許可する。
- 来料加工企業が外商投資企業等に法人化後、外国側投資者が外商投資企業等に対し払い込む登録資本において、元の来料加工企業が用いていた（設備等の）現物が含まれる場合、現行の外商(*4)に対する現物出資の関連規定に基づき手続を行う。
- 新企業は税関登記の後、原則 3 ヶ月以内に主管税関で、元の加工企業の輸入設備の処理、契約照合、企業の終了、

抹消等の手続を行わなければならない、また、当該期間において税関は新設外商投資企業と元の来料加工工場が同時に並行して輸出入通関等の業務を行うことを許可する。また関連規定に合致する外商(*4)が提供した無償設備と加工貿易下の保税部材を直接振り替えた、法人化後の外商投資企業等に対して、関連設備の監督管理期限を連続して計算することができる。

- 元の来料加工企業の法人化後、対外経済貿易主管部門は、元の企業の新契約を受理しない。また、法人化後に設立した外商投資企業等は新しい企業名称で契約を締結し、関連業務を行う。
- 法人化前に税関が確定した来料加工工場の企業分類管理類別と対外経済貿易主管部門が確定した生産能力証明に対し、企業の法人化後に基本状況に重大な変化が無い状況にあれば、税関と対外経済貿易主管部門の承認後に、継続して認可が与えられる。
- 元の来料加工工場が既に所得した、環境保全や消防に係る関連の基準証明および対外経済貿易主管部門が既に認可・発行した生産能力証明等、また法人化後の企業の経営範囲、生産規模、

工場の建築構造等に変更がない場合の関連許可証・資質証書等に対して、関連部門は有効期限内に簡便・迅速にサービスを提供しなければならない。

- 法人化企業は設立の批准日から 6 ヶ月以内に来料加工工場に関する全抹消手続を完了しなければならない。
- 各関連部門は各自の実情と関連政策との規定に基づき、企業の法人化のための具体的ガイドラインを制定し、対外的に公布・実施しなければならない。また、これらを対外経済貿易主管部門により編集・製本し、法人化企業の運用に役立てなければならない。

(*1) 11 部門とは、広東省レベルの対外貿易経済合作庁、公安庁、財政庁、労働と社会保障庁、国家税務総局、地方税務局、環境保護局、工商行政管理局、輸出入検査検疫局、税関総署広東分署、国家外貨管理局広東省分局を指す。

(*2) 「加工貿易輸入設備関連問題に関する通知」(対外貿易経済合作部、税関総署 [1998]外経貿政発第 383 号) 等

(*3) ここでの“外商投資企業等”とは、中国国内に設立される法人を指す。

(*4) 原文も“外商”と、他の箇所とは区別して表記され、ここでは、対象として外国投資者、外商投資企業が共に含まれるものと考えられる。

ご照会先

株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所

Suite 3111, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong

Tel: +852-2869-8505 Fax: +852-2869-8712

本レポートは中国に関する概略的情報を株式会社日本政策金融公庫 国際協力銀行 香港駐在員事務所が皆様に無償ベースにて提供するものであり、当事務所は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承下さい。